



飼養衛生管理基準のポイント 第 38 号

令和 4 年 1 月 12 日

～ IV-35 特定症状以外の異状が確認された場合の 出荷及び移動の停止 ～



こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「特定症状以外の異状が確認された
場合の出荷及び移動の停止」 です。

いよいよ最後の
項目じゃよ

(基準本文)

35 飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合（その原因が家きんの伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療もしくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。



よくわからないなあ・・・、なんでも連絡するってこと？

少しわかりにくいかな。①死亡率が特定症状までに該当しなくても急激に上がった場合、②同じ症状のものが増えている場合には獣医師か家畜保健衛生所に相談するように、ということじゃ。インフルエンザ以外の伝染病かもしれんからな。



それと、インフルエンザでよくみられる症状は覚えておるか？

- ① 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下
- ② 5羽以上の家きんがまとまって死亡又はうずくまっている

この症状の鶏を見つけた場合は、
なるべく早く家畜保健衛生所に通報じゃ！



もちろん覚えてるよ。写真も事務所に貼ってあるし、毎日気をつけているよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

